破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２７１号
北海道旭川市曙３条６丁目１番７号　ヨネタハイツ202号
債務者　森野　輝彦
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７２号
北海道旭川市曙３条６丁目１番７号　ヨネタハイツ202号
債務者　森野喜美子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８２号
北海道旭川市神居９条２丁目５番４号　ベルフラワーD202
債務者　高橋　和美（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９０号
北海道旭川市末広東１条１丁目３番３号　コーポ中山Ｂ－１Ｆ
債務者　添田　里美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９５号
北海道旭川市７条通５丁目2500番地の13　ウエストパーク1101号室
債務者　平野　由光
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９９号
北海道旭川市東光17条６丁目１番31号
債務者　東谷　順子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０８号
北海道旭川市近文町16丁目2961番地の７
債務者　佐々木義則
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１２号
北海道旭川市４条通３丁目左３号　しずか荘２Ｆの１
債務者　薄島　幸枝
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３４４号
横浜市神奈川区片倉５丁目58番17号
債務者　松嶋　　薫
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３７６号
神奈川県海老名市柏ケ谷546番地の１　ハイムさんきパート13・105号
債務者　原岡　　弘
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４００号
横浜市金沢区六浦南１丁目16番７号
債務者　宮腰　　勇
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４２３号
横浜市青葉区大場町160番地　白井邸１Ｆ
債務者　田中久美子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４８０号
神奈川県藤沢市羽鳥５丁目13番19号
債務者　久保摩希子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２６号
釧路市桜ケ岡７丁目38番15号
債務者　池谷内貴子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１３８号
釧路市鳥取北４丁目22番124号　メイプルタウン楓１号―124
債務者　池野　　通
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所